

令和7年1月14日付け公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定に基づき、県営雁戸井地区土地改良事業（農地整備事業(経営体育成型)）計画を変更したいので、同条第6項において準用する第87条の2第8項の規定により、次のとおり公告し、当該変更協議に係る書類を縦覧に供する。

また、同法第88条第6項において準用する第87条の2第9項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、この公告の日から縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 縦覧する書類の名称

県営雁戸井地区土地改良事業変更計画概要書

2 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

ア 加古川市産業経済部農林水産課

イ 兵庫県ホームページ

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/gandoi-henkou.html>)

(2) 縦覧期間

令和7年1月14日から同年2月3日まで

3 意見書の提出について

(1) 意見書の提出方法

ア 記載事項

(ア) 意見提出者の住所

(イ) 意見提出者の氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者の氏名）

(ウ) 意見の内容及び理由

イ 意見書の提出期限及び提出先

(ア) 提出期限 令和7年2月3日

(イ) 提出先 兵庫県農林水産部農地整備課

住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

fax 078(341)2101

電子メールアドレス nouchiseika@pref.hyogo.lg.jp

又は

兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所

住所 三木市宿原字寺ノ前70

fax 0794(83)6835

電子メールアドレス kakogawatr@pref.hyogo.lg.jp

(2) 意見書提出の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

イ 意見書の内容は、公表する場合があります。また、提出された意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話でのご意見はお受けできません。